

特別活動の指導法		講義	教授 平沢 信康
科目カテゴリー	教 職 科 目	科目ナンバリング	11520303 12520303 13520303

1. 授業のねらい・概要

学校は諸教科のみを教える場ではない。現代日本の学校教育には、学級活動や生徒会活動および学校行事といった特別活動のカリキュラムが組み込まれている。特別活動は、学校における様々な集団での活動を通じて課題の発見・解決を行い、よりよい学校生活の実現と生徒の自己実現をめざして行われる活動の総称である。

本科目では、学校教育における特別活動の意義と目標および内容について理解し、教育課程上の位置づけを確認する。また特別活動の歴史の変遷や種類などをも理解したうえで、特別活動の課題や指導方法について考察する。

2. 授業の進め方

基本的には『中学校学習指導要領 解説 特別活動編』の読み合わせをする。受講学生を順次指名して冊子の内容を音読させる。熟読しつつ適宜、解説を加える。重要ポイントについては、ときに口頭試問して理解の定着を確認しながら進める。

特別活動をめぐるカリキュラムの変遷についてはレクチャーで教える。

受講者には特別活動の被教育体験を發表してもらい、全員で経験を分かち合えるようにする。また必要に応じて具体的な画像資料を紹介するほか、学校行事むけ音楽やフォークダンス音楽も披露する。

さらに受講者に実践案を企画させ、自ら構想筆記した指導案を發表する機会も設けたい。

対面式の授業であるが、新型コロナウイルスの感染リスクが再度急拡大するようであれば、遠隔授業に切り替えることもある。

3. 授業計画

1. 特別活動とは何か — その目標と主な内容	9. 学級活動とホームルーム活動 — 学級づくりの方法
2. 特別活動の歴史	10. 学校行事の特質と指導
3. 特別活動と各教科との関連性	11. 家庭・地域住民や関係機関との連携
4. 特別活動の目標と生徒指導との関連性	12. 話し合い活動と集団活動
5. 特別活動と道徳教育との関連性	13. 特別活動の評価と改善活動
6. 特別活動における教師の専門性	14. 指導案の作成と發表
7. 特別活動の人間形成的意味	15. 指導案の検討および改善
8. 生徒会活動の特質と指導	

4. 準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

参考文献をはじめ本講義に関係する書籍について、本学図書館の蔵書などにあたって予習復習（各1時間）する。読み合わせた学習指導要領の内容を復習しておく（30分）。

5. 課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法

毎回授業後に感想文を記して提出してもらい、その内容に対してコメントを付す（誤字の添削も併せて行う）。音読時の姿勢や発声に対して、また發表された指導案に対して、個別にコメントとアドバイスを与え、受講者諸君の参考に供する。

6. 授業における学修の到達目標

1. 特別活動の意義を理解したうえで、その内容区分を理解する。各教科等との往還的な関連性を把握し、地域住民や他の教職員と連携した組織的な対応ができるよう、特別活動の特質を踏まえた指導に必要な認識や素養を培う。

- 人間関係形成・社会参画・自己実現といった3つの視点を具えた指導力を身に付ける。
- 各地の社会教育施設についての立地情報を探り、道具・設備・プログラム等のリソースを検索して調べ、活用できる。とくに受講者の郷里の地域に立地する自然体験ができる公的施設や博物館・資料館など、特別活動に利用するにふさわしい社会教育施設（少年自然の家や青年の家など）について視野に入れうる。
- 学校行事などで、時と場所に相応しい音楽について思いをめぐらせ、適切に選曲し、利活用できること。またフォークダンスの舞踊文化と音楽にも関心を高めること。

7. 成績評価の方法・基準

学期末試験は行わない。毎回の感想ミニレポート（20%）、指導案の発表内容と態度（30%）、音読の質（発声の明晰性やリズム）・授業への取り組みの積極性・貢献度（50%）を基準に、総合的に評価する。

8. テキスト・参考文献

テキスト：文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（東山書房，2019年）

参考文献：山口満・安井一郎編『特別活動と人間形成』（学文社，平成22年）

渡部邦雄・緑川哲夫・桑原憲一編『特別活動指導法 改訂版』（日本文教出版，平成29年）

9. 受講上の留意事項

中学校及び高等学校の被教育体験のうち、特別活動について可能な限り鮮明に思い出して事前にメモ書きしておくこと。

テキストとする冊子については、必ず購入し（もしくは先輩から譲り受け）、持参して出席すること。手元に置いておき、指名されたら当該箇所を音読する。場所がわからないようなことがなきよう集中していること。

本科目は全回出席を原則とするので、欠席しないよう体調に注意すること。万一、欠席を余儀なくされる場合は、事前もしくは直後にメールで理由（忌引き、病気、けが、事故など）を報告されたい。

10. 「実務経験のある教員等による授業科目」の該当の有無

該当しない。

11. 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目との関連

上記の「科目カテゴリー」欄の記載のとおり。